

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
総合研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究

研究代表者 白銀 暁 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、その運用場面の課題が指摘されており、対応する制度の見直しが求められている。本研究は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とし、（１）種目構造の整理、（２）価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の２つの課題を設定し、その解決に取り組んだ。（１）種目構造に関しては、これまでに主要な調査対象となっていない市区町村の支給決定担当者を対象とした調査や、関係者のインタビュー調査、各種統計資料の精査等を行って、意思伝達装置の視線入力および本体としてのPCの要件、装具におけるカーボン加算の追加、コンタクトレンズの耐用年数の適正化、義眼の種目の整理、車載用座位保持椅子の種目化、告示における「その他」の整理、の７つの点について見直し案を取り纏め、提案を行った。（２）価格の設定に関しては、義肢・装具・座位保持装置について価格変化の状況を把握するとともに、作業人件費単価については種目別の推定値を得る方法を開発した。義肢・装具・座位保持装置以外の補装具については、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格の間に乖離があることを確認した。一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としてはオーバースペックではないかとの見方も考えられ、今後補装具関連機器の機能・仕様をわかりやすく整理し、「基準」として満たすべき必要・十分な機能をより明確にすることが必要であることが、確認された。また、こうした調査関係データの定型化、定期メンテナンスの費用抑制効果の検討等も今後の課題であると考えられた。種目構造についても本研究では見直し提案まで至らなかった課題が複数あり、今後も継続した取り組みが必要である。

研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・主任研究官

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・義肢装具士長

研究協力者 石川 浩太郎 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第一・第二耳鼻咽喉科医長

研究分担者 清水 朋子 国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部長

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・福祉機器開発部長  
研究分担者 井村 保 中部学院大学・教授  
研究分担者 諏訪 基 国立障害者リハビリテーションセンター研究所・研究所顧問  
研究分担者 仲泊 聡 理化学研究所多細胞システム形成研究センター網膜再生医療研究開発プロジェクト研究員

## A. 目的

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度である。同制度は、補装具を必要とする障害者にとって、命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、これまでに制度運用上の課題がいくつか指摘されている。厚生労働省の平成 24 年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査では、複数の課題が指摘されており、また、平成 26 年度の補装具評価検討会においてはこれら課題について議論された。より効果的・効率的な制度運用に向けて、現在、これらに対応できるような制度の見直しが求められている。

本研究では、限られた財源の中での効果的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい義肢や車椅子等の適切な種目構造等の整理・明確化を行うとともに、それに対応した基準額の設定や調査方法等のあり方を提案することを目的とした。そして、その目的達成のために、(1) 種目構造の整理、(2) 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立、の 2 つの課題を設定して調査研究を行うこととした。

## B. 方法

### B-1. 種目構造に関する調査研究

種目構造グループでは、研究 1 年目には、本研究課題に関連する過去の調査報告の内容を精査し、その他関連情報の収集を行って種目構造上の課題を抽出し、研究分担者および協力者・

関係者による研究会議を行って課題を整理した。さらに、これを踏まえて、これまでの関連研究において主要な調査対象となっていない、補装具の支給決定を司る市町村の担当者を対象に現行の種目構造の課題についてアンケート調査を行い、問題点を確認した。2 年目には、それまでに得られた各分野における問題点について、各種の統計資料の精査やアンケート調査、インタビュー調査等を実施して情報収集を行った。また、義肢装具分野では、機能区分による部品の整理を行った。3 年目には、追加調査等を行って、制度改定に向けた見直し案を作成し、専門家委員会を構成して検討を行った。この結果を踏まえて、最終案を取り纏めて提案を行った。さらに、海外の給付制度の状況について、フランス等の制度に関する調査を実施するなどして、今後の制度改定の議論に向けた参考情報の収集を行った。

### B-1-1. 姿勢保持分野に関する調査研究

研究 1 年目は、まず過去の関連研究の報告書等を精査して課題抽出を行い、その結果を踏まえて市区町村の補装具支給決定担当者を対象としたアンケート調査を実施して課題の明確化を図った。

2 年目は、前年度に実施したアンケート調査の結果を受け、いくつかの種目をまとめて整理すること、児のみ対応のわかりにくさ等について、姿勢保持関連補装具の支給に多く関わる首都圏 4 施設、および、地方 5 施設の計 9 施設において、現場に關与する職員計 13 名を対象として、インタビュー調査を実施した。

3 年目は、前 2 年間の結果を踏まえ、制度の適正な運用に向けて短期的な解決が期待し得る課題として、座位保持椅子の車載用加算に焦点を当て、その支給件数調査の推移を明らかにした。関連する種目を含め、「車椅子」、「電動車椅子」、「座位保持装置」、および「座位保持椅子(児のみ支給)」の 4 種目について、厚生労働省が公表する福祉行政報告例を用いて 1997 年

以降、2016年までの20年間の支給件数の推移を調査した。最終的に、それらの成果を集約して制度の見直し案を作成し、提案を行った。

#### **B-1-2 . 視覚障害分野に関する調査研究**

研究1年目は、他分野と同じく、まず過去の関連研究の報告書等を精査して課題抽出を行い、その結果を踏まえて市区町村の補装具支給決定担当者を対象としたアンケート調査を実施して課題の明確化を図った。

2年目は、実際に視覚障害の判定業務に携わっている福祉職から聞き取り調査を行うとともに、特に眼科医からの質問が多いコンタクトレンズ申請と都道府県によって交付に違いがある遮光眼鏡について、全国の市区町村担当者を対象として補足のアンケート調査を実施した。

3年目は、現行の視覚関連補装具に関する基準について、平成30年度の補装具費支給制度の改定に合わせて、見直し案を纏めた。具体的には、本研究班でこれまで得られたデータ、既報の文献、専門家の意見を参考にして、「コンタクトレンズ」、「遮光眼鏡」、「義眼」に関して、その「耐用年数」、「視野障害のみに対する遮光眼鏡」、「義眼の名称」を取り上げて検討を行った。

#### **B-1-3 . 聴覚障害分野に関する調査研究**

研究1年目は、他分野と同じく、まず過去の関連研究の報告書等を精査して課題抽出を行い、その結果を踏まえて市区町村の補装具支給決定担当者を対象としたアンケート調査を実施して課題の明確化を図った。

2年目は、前年度のアンケート調査の自由記載において多数の記述が確認されたデジタル方式補聴補助システムに関して、その実態と問題点を明らかにすることを目的に、アンケート調査を実施した。調査項目としては、デジタル方式補聴補助システムおよびFM方式補聴補助システムの新規申請者数と交付者数、その年齢による内訳として18歳以上と18歳未満、補

聴器に対する交付と人工内耳に対する交付、デジタル方式とFM方式の交付割合などを取り上げた。

3年目は、前年度までの調査研究の結果、補装具費支給制度の平成30年度改定に向けた見直し案の提案は難しいとの結論に至ったため、次期改定に向けた検討材料とすべく、この3年間の成果の取り纏めを行った。

#### **B-1-4 . 意思伝達装置に関する調査研究**

意思伝達装置に関する研究は、2年目から開始した。この数年、パーソナルコンピュータをはじめとする情報技術の発展により、意思伝達装置においても、告示の基準にないが、同等の効果をもたらす機器等の開発・販売も行われ、その取扱いが既製品と異なる場合があり、各地で統一的な対応がとられていないことが危惧された。そのため、望ましい基準の設定にむけて、種目構造上の問題点の抽出および整理と明確化を目的に、統計資料による支給実態調査、市区町村および身体障害者更生相談所等での対応状況の照会調査を行って、論点整理を行った。

3年目は、前年度に実施した調査結果をふまえ、具体的な課題の抽出を行い、専門家委員会に提出して検討し、改定提案をまとめることとした。さらに、関連する留意事項等を関係機関に周知し、適正に判定されるようにガイドラインをまとめた。

#### **B-1-5 . 義肢装具分野に関する調査研究**

研究1年目は、他分野と同じく、まず過去の関連研究の報告書等を精査して課題抽出を行い、その結果を踏まえて市区町村の補装具支給決定担当者を対象としたアンケート調査を実施して課題の明確化を図った。

2年目は、平成26年度完成用部品データを基にまとめられた完成用部品一覧の機能区分案を、平成27年度、平成28年度の通知情報に合わせそれぞれの変更内容を更新した。確認する内容は、品番変更、価格変更、削除、新規取り入れ

部品であった。新規取り入れ部品については、カタログなどの情報を基に、機能分類の枠に当てはめ、平成 28 年度完成用部品一覧の骨格構造義足部品の機能区分表をまとめた。

3 年目は、ポストポリオ症候群等の障害があり著しく筋力の低下した者において良好な結果が得られるとされるも、現行の補装具費支給制度において対応が十分でないカーボン製下肢装具に関して現状調査を行い、制度への導入に向けた提案を取り纏めることとした。具体的には、全国の義肢装具製作事業者の中でカーボン製下肢装具を製作している可能性のある事業者 78 社に対し、郵送によるアンケート調査による実態調査を行った。

#### **B-1-6 . 外国等の関連制度に関する調査研究**

福祉用具の公的給付制度は、世界各国で存在し、それぞれの状況に応じた制度が構築され、運用されている。本調査研究では、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とした。

1 年目は、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

2 年目は、インターネット上の情報検索および、フランスについては現地での情報収集をもとに、福祉用具の公的給付制度に関する調査を実施した。給付制度では、日常生活の利用を想定したものや、教育に資する制度、雇用に資する制度などがあるが、今回は、補装具費支給制度への還元を念頭におき、日常生活での利用を想定した制度に着目して調査を行った。

3 年目は、フランス状況について、さらに詳細な調査を行った。インターネット上の情報検索および、フランス現地での情報収集をもとに、福祉用具の公的給付制度に関する調査を実施した。具体的には、同国の補装具の支給制度における「償還可能な製品・サービスリスト( Liste de

produits et prestations remboursables; LPPR ) 」に関連して調査を行った。

#### **B-2 . 価格設定に関する調査研究**

##### **B-2-1 . 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立**

本課題では、研究の立場から、補装具価格改定の際参考となる基礎データの仕様、ならびに収集にかかるプロトコルを開発し、財源面・供給に携わる事業者の経営面の双方において、持続可能な補装具供給制度の構築に資することを目的とした。

1 年目は、製作事業者を対象とした補装具種目毎の採算・費用構成等状況の把握のための調査準備を行った。

2 年目は、現行制度の枠内で妥当な価格のための価格根拠を提示するには、素材費、作業人件費ならびにそれらに対応する係数の根拠データを用意する必要があったため、前回の補装具価格の検討が行われた平成 27 年度価格改訂の際その一部が参考とされた、義肢・装具・座位保持装置価格根拠調査のうち、素材費にかかる素材単価、作業人件費にかかる時間当たり人件費単価ならびに収支に関する調査票をベースに、関連協会からの調査内容および回答の容易さ・正確さを向上するための意見等を集約し、これを踏まえ新プロトコルで用いるために調査票の改訂・追加に取り組んだ。

3 年目は、義肢・装具・座位保持装置(以下、「義肢等」と、それ以外の補装具とに分けて、調査および提案を行った。義肢等 3 種目では、基本工作法による製作過程が想定され、その価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格により構成されているため、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、基本価格・製作要素価格部分の製作費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、製作事業者(日本義肢協会会員、日本車椅子シーティング協会会員の事業者のうち総合支

援法での該当3種目製作件数が一定数ある事業者)を対象として行った。義肢等以外の補装具については、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、供給費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、供給関係事業者(製作・輸入・販売事業者)を対象として行った。各供給事業者の採算性を反映した価格を把握するため、厚生労働省告示に記載された文章に基づき、基準補装具と同等と思われる仕様の用具の補装具制度外での販売価格に特に注視し、その価格を調べた。併せて種目により製作・輸入事業者の卸価格を調べた。障害者総合支援法での補装具としての出荷比率が相当程度高い種目については、基準補装具で不採算分があった場合、これが制度外での販売価格に転嫁されている可能性を考慮し、「転嫁」がない場合の価格推定を行った。ただし、重度障害者用意思伝達装置(以下「意思伝達装置」)については、各製作事業者を対象に機器構成物ごとの供給価格の内訳について回答を求めた。

#### **B-2-2 . 骨格構造義足完成用部品の機能区分基本機能等各属性価格に関する調査研究**

骨格構造義足完成用部品の機能区分の作成に関連して、基本機能等の各属性価格の検討に資する資料を得るため、現行の関連完成用部品における部品価格のちらばりの状況を調査した。価格推定の元データとして、基本的には骨格構造義足完成用部品機能区分の平成28年度版(機能区分数145、対象部品数1211)を用いた(本総括・分担研究報告書所収「骨格構造義足完成用部品の機能区分の整備」(担当研究分担者山崎伸也))。ただし、平成28年度新規収載部品については、機能区分分類に関する部品供給事業者への確認がまだできておらず、また主な材料、付加機能、メーカー推奨適応身体機能レベルの情報の表示のある部品も一部に限られることから、今回機能区分表に追加された2つの新たな機能区分に属する部品(P2040305に1品目、

P3050104に2品目の計3品目)以外のものを除いた。最終的な分析対象部品数は1148であった。

### **C . 結果と各課題に関する考察**

#### **C-1 . 種目構造に関する調査研究**

##### **C-1-1 . 姿勢保持分野に関する調査研究**

過去の関連研究により、車椅子、座位保持装置などには類似する部分があり、判断が難しいケースもあることが指摘されていた。全国の市区町村担当者を対象としたアンケート調査の結果、この問題の存在が確認され、また、いくつかを整理統合することによる改善を期待する意見を得た。これに対して、インタビュー調査によって得られた現場の専門職の意見としては、種目構造のわかりにくさに対する指摘は少なく、種目を整理統合することによる支給への支障を懸念する声が聞かれた。さらに、小児、特に未就学児の領域では、利用者の成長発達を促すため、さらに多くの補装具が必要であるとの意見があった。その他、種目とは異なるが、最も多く聞かれた意見としては、種目そのものよりも、むしろ、現場が力を注いでいる試用による評価や使用方法の検討、メンテナンス、フォローアップといった導入・運用面にかかる費用の手当での必要性に関するものが多く認められた。

ここまで得られた結果から、種目を統合するのではなく、よりわかりやすく整理していく方向の議論も必要であると判断し、座位保持椅子に含まれる車載用加算に関して、調査を行った。福祉行政報告例から得られたデータを精査した結果、座位保持椅子は、2009年までの支給件数に対して、2010年以降はほぼ倍増していることがわかった。2010年に個別の障害状況に応じて座位保持部分を付与した車載用の座位保持椅子の支給が始まった影響と考えられ、現場の高いニーズが伺われた。これを踏まえて、座位保持椅子から「車載用座位保持装置(あるいは、車載用座位保持椅子)」として車載用を独立させ、「児のみ」ではなく成人も対象に含めると

ともに、車載用については完成用部品の「座位保持装置部品の認定基準及び基準確認方法」あるいは、チャイルドシートの安全基準への適合を求めるなどして、より高い安全性を求める見直し案をまとめた

### C-1-2 . 視覚障害分野に関する調査研究

市区町村担当者へのアンケート調査の結果、盲人安全つえのベル、フラッシュライト等、製品が存在しない種目を削除することによる整理の可能性が確認された。また、視覚障害関連補装具費支給決定には、問題がないのではなく、補装具全体でみた件数が少ないため、問題が挙がってきにくいという特徴があることがわかった。また、困った時に問題をクリアにできるシステムがはっきりしておらず、何かしらの対策が必要だと考えられた。

コンタクトレンズに関しては、耐用年数が実状に合わない設定になっており、何かしらの検討が必要だと考えられた。難病（特に円錐角膜）と補装具の考え方が十分普及していない可能性が高く、実状を更に明確にし、理解普及に努める必要があると考えられた。視野障害のみの場合における遮光眼鏡の解釈を現状に合う形に再見直しできる可能性があった。現行のコンタクトレンズの耐用年数（4年）は、かつての主素材である高純度プラスチック PMMA（ポリメチルメタクリレート樹脂）素材のハードコンタクトレンズを対象に設定されたものであることが推測された。現在の主素材は、酸素透過性が高められた一方、劣化が早まり2-3年しか使用できないため、コンタクトレンズの耐用年数を1.5年とすることが妥当と考えられた。

さらに、視野障害のみに対する遮光眼鏡については「財源に影響のない範囲であれば、許可しても問題はない」という解釈を加えること、義眼の名称については「既成義眼」・「特注義眼」の二つに分類することを見直し案としてまとめて提案した。

### C-1-3 . 聴覚障害分野に関する調査研究

聴覚障害関連補装具については、補聴器の重度難聴用と高度難聴用の適応に関する問題、交付品目と現状の普及製品との不適合の問題などが認められ、デジタル補聴器やワイヤレス補聴援助システムの普及や骨導補聴器問題など、現状に見合った制度の調整が必要であることが伺われた。一方、特例扱いとなっている補装具について、価格設定の要望が確認された。また、デジタル補聴器を聴覚障害関連補装具に含めるべきと言う意見は8割に達していることや、デジタル方式補聴援助システムの扱いについて、テクノロジーの進化や現状に応じた整理が急がれるべき現状が再認識された。

これらの結果を受けて、デジタル方式補聴補助システムの実態を明らかにするため、再度、市区町村担当者を対象に実施したアンケート調査では、実際に交付しているのは全体の約20%で、年間の交付台数は全国で約400台という結果が得られた。また近年、18歳未満を対象とする交付が増加していることが判明し、教育現場で主に使われている実態が明らかとなった。

### C-1-4 . 意思伝達装置に関する調査研究

調査の結果、平成27年度においては、意思伝達装置の補装具費支給件数のうち5%以上の視線入力方式の支給であったと推測された。加えて、市区町村および身更相への照会調査から、同じ装置であっても基準内の装置とみなして支給していることが、この他にも相当数確認された。しかしながら、一体型の専用機器より安価になる視線検出装置を取り付けたPCの支給も増加しており、基準額の設定のみならず、専用機器としての構造の在り方について再考が求められていると考えられた。しかし、その基準化を想定して提示した複数の改正試案については、各地の更生相談所等で賛否が分かれた。

最終的に、抽出した課題に関して具体的な提案を取り纏め、「視線入力による文字入力への対応」、「本体としてのPCの要件」の明確化

に関して専門家委員会に諮り検討を行った。前者については、方法としては妥当であることが確認され、具体的提案に向けて財政影響についての試算を追加することが求められた。後者に関しては、現行の基準（告示）に規定する事項ではないため、指針またはQ & A等の通知や事務連絡において周知することが適当としてまとめることとなった。また、この提案が採用される場合に必要なガイドラインの改定内容として、利用環境を想定した入力装置の一つとしての選択と判断に関する留意事項等や、修理対応を含めた保証等の責務などの判断基準をまとめた。

#### C-1-5．義肢装具分野に関する調査研究

市区町村担当者を対象としたアンケート調査の結果、完成用部品に登録されている部品点数が多く、また支給制度を支える医療や行政に係わる全ての人が理解して扱うために必要な情報が行き渡っていないことから理解が難しくなっている点などが挙げられた。

2年目は、骨格構造義足完成用部品の機能区分を作成した。平成27年度および平成28年度時点での骨格構造義足用部品に関する新規申請および変更・削除を踏まえ、新規掲載部品の機能区分への取り入れ時の機能は、カタログを参考に同等と思われる収載部品と比較し適当を思われる枠へ入れた。活動レベルについても、メーカーがカタログ等で示す適応活動レベルを転記したため、記載のないものについては、空白のとしてまとめた。データに情報が反映されている情報かを確認し、データの修正を行った。変更については修正、削除については一覧から除外し、新規申請分については、それぞれの部品が持つ機能について収載部品の機能と照らし合わせて、機能区分に割り当て機能区分案を纏めた。

3年目に実施したカーボン製下肢装具に関する調査では、調査票を発送した78社中、53社より回答を得た（回収率68%）。うち21社（40%）が実際にカーボン製下肢装具の製作を行って

た。その回答内容から、カーボン製装具製作は、これまでの装具製作と比較して、完成後の調整ができないことから不具合による再製作のリスクを下げるため、ほとんどの事業者がチェック用装具の製作が必要であると考え、実際にチェック用装具を製作していることが明らかになった。また、支持部の価格についても、カーボンで支持部を製作するとこれまでの2倍程度の価格になっていた。カーボン製装具の製作には、チェック用装具と支持部の価格を考慮する必要があることが明確になった。この点を踏まえて、見直し案を作成して提案を行った。

#### C-1-6．外国等の関連制度に関する調査研究

海外の給付対象については、国または地方自治体でリストを作成して制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州Wの制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

フランスの給付制度では、生活の自立を中心に据えた福祉用具の給付が実施されており、幅広い範囲で用具の利用が実現していることがわかった。給付にあたっては、日本よりもより詳細な用具の分類に基づいたリストが作成されており、用具の仕様や価格（もしくは上限額）が規定され、きめ細かい制度となっている事がわ

かった。また一方で、リストに掲載されていない福祉用具の給付も行われており、柔軟な対応も実施されていることがうかがわれた。中国では、障害者連合が主導して全国規模の給付体制が構築され、急速に福祉用具の普及が進んでいる事がわかった。

フランスの補装具の支給制度に関して、さらに補足調査として、同国の「償還可能な製品・サービスリスト (Liste de produits et prestations remboursables; LPPR)」を調べた。保健行為・技術評価全国委員会 CNEDiMTS は、21 名の常任委員と 8 名の諮問委員で構成され、保健製品経済委員会 CEPS は関連省庁 (保健省、経済省) 関連部署および関連団体 (疾病保険金庫) の代表で構成された。医療や介護に用いられる製品やサービスを製造・販売する事業者は、保健規制高等委員会 (HAS) に申請を行い、CNEDiMTS の審査を経て保健担当相が LPPR 掲載可否を決定する。審査では、製品仕様と疾病保険金庫の運営に与える、SA (期待される効用) ASA (期待される効用の改善) SR (製品・サービスが発揮した効果) ASR (製品が発揮した効果の改善) が考慮されていた。付随して得られた、これら影響の実証方法などは、今後の制度の在り方を検討していく上で有用な資料となり得ると考えられた。

## C-2 . 基準額設定に関する調査研究

### C-2-1 . 価格に関する根拠データ調査・設定手法の確立

義肢の採算が厳しいことが、先行研究 (井上ら) で指摘されている。しかし、代表的な構成による幾種類かの義肢について制度発足以降の価格の推移と物価指数の推移の比較を行った結果、現時点では両者の間に必ずしも大きな乖離は認められなかった。素材単価に関しては、まず対象素材の一部見直しが必要であり、調査票としては凡ての調査対象素材を一様に提示するよりも、対象補装具種目を示したほうが回答者にとって解りやすい。人件費単価に関しては、

作業時間の実測に基づく記入方法を検討する必要があり、さらに職種分類の見直し、諸手当の記載方法等、検討課題が明確となった。また、実態把握以外の方法に基づく人件費単価案として、業者が適当と考える給与の調査や、他の周辺職種の給与調査などが必要である。収支に関しては、事業所の採算が、どのように成り立っているのか客観的に解りやすくするため、収益面について補装具種目・制度 (障害福祉、医療等) 別の売上情報を得られるようにしていく必要があることなどが考えられた。

製作事業者を対象とした調査を行った結果、作業人件費の時間あたり単価、素材単価の変化についてはある程度状況把握を行えたと考えられた。特に作業人件費単価については、今回種目別の推定値を得る方法を開発できた。一方で、人件費単価等で数値のばらつきが大きい面もあり、精度を高めるためには今後の記録方法の開発が必要と考えられた。また、今回調査実施できなかった作業時間、素材費の絶対額の把握についても、費用構成の調査結果からあらためて調査の必要が示唆された。

義肢等以外の補装具に関しては、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格との間に乖離があることが確認された。しかし、一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としてはオーバースペックではないかとの見方も考えられ、今後補装具関連機器の機能・仕様をわかりやすく整理し、「基準」として満たすべき必要・十分な機能をより明確にすることが必要であることが確認された。

### C-2-2 . 骨格構造義足完成用部品の機能区分基本機能等各属性価格に関する調査研究

骨格構造義足に着目し、当該補装具用の完成用部品を対象に機能区分を踏まえた部品価格のちらばりの状況を確認し、部品の基本機能、その他の属性 (主な材料、付加機能、メーカー推奨適応身体機能レベル) 毎の推定価格を算出し



た。部品価格はその部品の属する機能区分やメーカー推奨適応身体機能レベルに強く影響されることが示された。ただし、現状、属性の相違を考慮しても、なお価格のちらばりがある可能性があることがわかった。また、部品の機能・性質をより解りやすく示し、それらを踏まえた価格評価を容易にするためには、機能区分表に示されている属性表示の更なる整理が必要であると考えられた。具体的には、(1) 主な材料と付加機能の関係を検討する、(2) 付加機能のうち、ある程度一般性があり、複数の部品が持つと考えられるものについて、当該情報の表示基準を整理する、(3) メーカー推奨適対象身体機能レベル表示方法の統一を図る、などが想定された。

#### D. 考察

技術の進歩に伴い、種々の新たな補装具が開発、実用化が進んでいく中で、補装具費支給制度も定期的に見直しを行うなどして時々の状況に対応していかなければならない。本研究では、種目構造に関して、各種調査の結果に基づき、いくつかの見直し案を作成して提案するまでを行った。検討すべき課題はまだ多く残っているが、同制度の見直しに繋がる提案を行えたことは大きな成果であると考えられる。課題として把握しつつも見直し案として取り上げることのできなかった問題の詳細は、各分担報告書の中で述べられているが、これらの問題の中には、制度以外の問題解決も必要なものが含まれており、制度自体の見直しと並行して、専門家の養成や情報の周知徹底、新たな概念的整理を必要とする新技術への対応などを進めて行かなければならないと考えられた。個人的な感想であるが、補装具費支給は制度によって規定されているが、実際の運用方法は現場に深く根付いているものであり、その見直しは、理論的に妥当であったとしても現場に好影響を与えるとは限らない危うさを感じられた。今後も、制度の見直しは検討し続ける必要があると思われるが、部分的な

解決だけでなく、全体的な構成も含めて、慎重な検討が必要であると思われた。また、フランスで行われている支給対象製品の登録方法や支給後のモニタリングなどの手法も、将来的に、導入を検討する価値があるかもしれないと感じられた。こちらも、継続して情報収集を行う必要があるだろう。

価格設定に関しては、この3年間の取り組みによって、義肢・装具・座位保持装置に関しては、製作事業者を対象に製作費用を把握する調査を通して、作業人件費の時間あたり単価、素材単価の変化についてはある程度状況把握を行えたと考えられる。特に作業人件費単価については、今回種目別の推定値を得る方法を開発できた。一方で、人件費単価等で数値のばらつきが大きい面もあり、精度を高めるためには今後の記録方法の開発が必要と考えられる。また、本研究において実施できなかった作業時間、素材費の絶対額の把握についても、費用構成の調査結果からあらためて調査の必要が示唆された。義肢・装具・座位保持装置以外の補装具に関しては、製作事業者を対象に製作費用を把握する調査を行い、眼鏡以外の種目については有効回答が得られ、さらに義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格の間に乖離があることが確認された。しかし、一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としてはオーバースペックではないかとの見方も考えられ、今後補装具関連機器の機能・仕様をわかりやすく整理し、「基準」として満たすべき必要・十分な機能をより明確にすることが必要であることが、確認された。また、こうした調査関係データの定型化、定期メンテナンスの費用抑制効果の検討等も今後の課題であると考えられた。骨格構造義足完成用部品の機能区分に関しても、価格評価を容易にするために、機能区分表に示されている属性表示の更なる整理が必要であると考えられた。制度において当該補装具あるいは部品の備えるべき基本的な「機能」を明確にすること

ができれば、それをベースにして、それ以外の部分を付随的、あるいは補足的なものと解釈して整理を進めることができる。この点は、将来のよりわかりやすい価格設定に向けて、重要な課題の一つであると考えられた。

## E. 結論

我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す補装具費支給制度に関して、その効率的・効果的運用を目指し、種目の構造と価格設定のあり方に関する調査研究を実施した。これまでに主要な調査対象となっていない市区町村の支給決定担当者のアンケート調査や、関係者のインタビュー調査等を行って課題を整理し、種目に関する見直し案を取り纏めて提案を行った。価格設定に関しては、義肢・装具・座位保持装置について、作業人件費の状況を把握するとともに、種目別人件費単価の推定値を得る方法を開発した。義肢・装具・座位保持装置以外の補装具については、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格との間の乖離を確認した。また、骨格構造義足の完成用部品について、部品の基本機能、その他の属性に関して推定価格を算出した。これらの成果が得られた一方、明確になった課題も多く存在した。今後は、これらの課題解決に向けた研究が引き続いて必要である。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

- 1) 白銀暁：
- 2) 井村保：重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給制度における種目構造のあり方：市町村等へのアンケート調査から、日本リハビリテーション工学協会・第32回リハ工学カンファレンス、2017  
(第32回リハ工学カンファレンス講演論文集: 175-176, 2017.)
- 3) 井村保：保健所における重度障害者用意思伝達装置の導入支援状況に関する調査、第23回日本難病看護学会学術集会、2017  
(日本難病看護学会誌 22(1): 50, 2017.)
- 4) 井村保：意思伝達導入支援にかかわる意識調査：医療機関と訪問看護ステーションを対象としたアンケートから、第5回日本難病医療ネットワーク学会学術集会、2017  
(日本難病医療ネットワーク学会誌 5(1): 56, 2017.)

## G. 知的財産権に出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし